

## 当金庫の預金商品の概要

1. 商品名	貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・2段階の金額階層別金利設定（Ⅰ型：30万円以上、Ⅱ型：10万円以上）を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。） ・Ⅰ型（基準残高30万円以上）については、1カ月間（毎月1日から月末まで）に5回を超えて払戻をする時はその回数を超えるそれぞれの払戻について、108円（消費税を含む）の手数料を徴求します。
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	—————
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-26-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。